

○森町地域活性化施設管理規程

平成28年3月11日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、世代を超えた交流や町の特産品をPRするイベントによる利用等に供するため、森町地域活性化施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 森町地域活性化施設
- (2) 位置 森町字清澄町3番地1

(利用の申請)

第3条 施設で次の各号に掲げる行為をしようとする者は、森町地域活性化施設利用許可申請書（様式第1号）を提出し、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、興行及びこれらに類する営利行為をすること。
- (2) 施設の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) その他町長が管理上必要と認める行為をすること。

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 前条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更（取消しを含む。）の許可は、森町地域活性化施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が施設の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設を汚染、損傷、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。
- (5) その他町長が利用を不適當と認めたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、施設を利用するにあたって、特別の設備を用いる場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この訓令に基づく規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 施設の管理上特に必要があるとき。
- (5) その他緊急に公益上施設の利用を必要とするとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、森町行政財産使用料条例（平成17年森町条例第59号）に規定する額とする。

(使用料の減免)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用料を減免することができる。

- (1) 森町に居住又は通勤若しくは通学する者が使用する場合
- (2) 町が後援、共催等をする行事に使用する場合
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が教育目的のために使用する場合
- (4) その他町長が特に認める団体が使用する場合

2 前項の規定により実費負担の減免を受けようとするものは、森町地域活性化施設使用料減免申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(利用者の遵守すべき事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに施設内において、寄付の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の提示等を行わないこと。
- (2) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において飲食し、若しくは喫煙しないこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に指示した事項に従うこと。

(管理上の指示)

第 12 条 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対して必要な指示をすることができる。

(利用終了の届出)

第 13 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 8 条の規定により利用の停止又は許可の取消の処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(原状回復の点検)

第 15 条 利用者は、前条の規定により現状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(損壊の届出)

第 16 条 施設を損壊した者は、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償の義務)

第 17 条 利用者は、故意又は過失により施設を汚染、損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 18 条 この訓令で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。